

【 新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応 】

◆表記提案について

| 意見の概要 | 基本的な考え方 |
|--|--|
| <p>(附図) p30整備イメージ図において12kmと7.49km部分を示してください。</p> <p>P13新河岸川流域として都側も記載してください。</p> <p>p11総合治水対策の概要は荒川下流が作成した、概要図のほうがよいと思います。</p> <p>新河岸川流域は都にもかかっているため、ブロックの定義を記載してください。</p> <p>二次林と農の営みによって、豊かで多様な里山の生態系が育まれていたことを記載してください。</p> | <p>御意見に基づき、記載します。</p> |
| <p>P34 「河川愛護活動」を「河川保全活動」と記載してください。</p> | <p>河川愛護が、河川を取り巻く市民活動を象徴する一般的な表現であると考えています。</p> |
| <p>p32「水質の維持」は利水ではないでしょうか。</p> | <p>河川環境の保全すべき事項に水質の維持があります。</p> |
| <p>注釈に時間50mm/hrが1/3確率程度と書いていますが、流量評価の確率では1/10となる場合があるので、過小評価の数値を公表するのはちょっと違和感を感じてしまいます。</p> | <p>ここでは、雨の降り具合の目安を説明する中で、新河岸川ブロック内では、時間雨量50mm/hrが、確率規模1/3であるということ、注釈に記載しています。</p> |
| <p>p9の表1-2-1の注釈に「時間最大」の追加が必要です。また、時間最大に加え、新河岸川の「洪水到達時間」を記載した方がよいのではないのでしょうか。</p> | <p>時間最大の注釈として「時間最大は、流域平均雨量の時間最大雨量」と記載します。 表1-2-1は、流域に降った雨の規模と浸水実績の関係を示す目安で記載しています。</p> |
| <p>付図の縦断図に堤内地盤高やB.H.W.Lの記載が必要ではないでしょうか。</p> | <p>縦断図については、河道の形状を示す目的で記載しております。 図面の見やすさを考慮し、現地と河道計画の関係を示す資料として、現況堤防高の記載にとどめております。</p> |
| <p>p1の図1-1-1流域図は図1-1-1流域図(埼玉県内280.6km2に関して)などとした方がわかりやすいと思います。</p> | <p>新河岸川の流域面積として、380km2(狭山湖多摩湖流域を除いた流域)、280km2(内埼玉県内の流域)の区別が分かるような記載にします。</p> |
| <p>「安心・安全の川づくり」、「人と自然にやさしい川づくり」、「次世代に継承できる川の実現」の内容について具体的に記載してください。</p> | <p>河川整備の実施に関する事項において、その内容を記載しています。</p> |
| <p>本計画と将来計画との関係を説明する必要はないのでしょうか。</p> | <p>「洪水による災害の発生の防止または軽減を図るため、将来的な計画を考慮しながら、河川整備計画では当面の県の改修目的である時間雨量50mm程度の降雨より発生する洪水は安全に流下させることができる治水施設の整備と流域の流出抑制対策を進めていく。」と記載します。</p> |
| <p>付図の計画断面形状が、左右対称であったりし、あまり好ましくない</p> | <p>工事の実施に向けて設計等が行われている区間では、大幅な変更をすることは、難しいと考えております。また、今後実施していく箇所は、本計画に示した断面を基本として、実施の際に、現地状況の把握に努め、整備内容を検討すべきと考えております。</p> |

【新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応】

◆治水について

| 意見の概要 | 基本的な考え方 |
|--|--|
| 総合治水事業や流出抑制対策が行われている流域であることを強調してください。 | 御意見に基づき、総合治水事業、流出抑制対策の記載を充実します。 |
| 流量配分図の根拠や50mm対応とした河川整備の理由が分からない。 | 新河岸川流域の河川計画については、平成14年度の土地利用をもとに、近年の土地利用の変化を考慮して、水利解析を行い、関係機関とともに評価・検証をしています。 時間雨量50mm程度の降雨に対応とした整備水準は、全国的に中小河川の当面の整備目標となっています。 |
| 雨水浸透柵の設置を促進してください。 | 県及び市町村が新河岸川流域において、雨水浸透柵設置の説明会を開催し、PRするとともに、賛同が得られた家に、柵の設置を行っています。 |
| 川幅を広げる計画を見直してください。 | 洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るために、川幅を広げる場合がありますが、実施の際には、現地状況の把握に努め、整備内容を検討していきます。 |
| 調整池の管理を徹底してください。 | 実態把握に努め、適切な維持管理がなされるように検討していきます。 |
| 入管調節池7.7万㎡で平成9年完成、とあるが、平成16年に再度掘り下げると聞いています。整備済み調節池ではないのでしょうか。 | 入管調節池は、整備済みであります。不老川の浸水被害が慢性化している現状をできるだけ解消するために、適切な維持管理のひとつとして、容量の増大を図っております。 |
| 大森調節池は半分完成としているが、流量配分図の-20は、現在は-10と言うことでしょうか？ | 大森調節池は、用地買収が半分済んでいますが、目標としている構造で整備していないため、半分の-10m ³ /sを確保しているわけではありません。 |
| 道路の調整池の設置を記載してください。 | 本計画は、河川の整備についての河川管理者としての取り組みを示すものであり、道路の調整池について記載していません。 |
| 「治水上の河積の確保と自然環境の両立」とする文面が見受けられるが、河道内樹木まで考慮した水利計算となっているでしょうか。もしなっていないとするならば、河道内樹木の皆伐を前提とした水利計算をしていることとなり、いかがなものかと思えます。維持管理にあたってはそのようなチェック計算し、「樹木伐採の可否検討」を進めることが必要ではないでしょうか。 | 新河岸川流域においては、河道にまとまった樹木がないため、樹木を考慮した水利解析は行っておりません。 |
| 「内水計画の立案」が必要ではないでしょうか。 | 河川改修は、外水対策であると共に、本川水位を下げることによる内水被害軽減の役割も果たしているものと考えております。なお、内水被害の解消は、市町村等、流入水路管理者が行うとして、連携、協力しています。 |
| 関越自動車道の下流と清柳橋の間の工事については、川幅を広げる必要があるのでしょうか。 | 洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るために、川幅を広げる必要があります。御意見にある関越自動車道の下流と清柳橋の間の工事については、市民団体、関係機関と調整を行っており、調整が整ったことから工事に着手します。 |

【 新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応 】

| | |
|---|---|
| 下水処理水の導入は除いてください。 | 下水処理水の活用については、地域の限られた水資源として、関係機関や地域住民からなる協議会による水環境改善緊急行動計画の中で検討してきています。 |
| 下水道は污水管にしぼった記載となっています。もし、本地域の下水道が分流方式であるならば、「雨水管の地下浸透」もメニューに加えた方がよいと思います。 | ブロックの地域特性として、普及率が高い下水道(污水)を取り上げております。ご意見に基づき、「浸透管の設置」を記載します。 |

◆環境について

| 意見の概要 | 基本的な考え方 |
|---|---|
| 河川改修にあたって、環境要素が損なわれた場合には、復元・再生してください。 | 河川それぞれが、異なる治水、利水、環境の形式を有していることから、実施の際に、現地状況の把握に努め、整備内容を検討していきます。 |
| ショートカットや河道の直線化を行わず、現況河道をなるべく尊重した河道計画を行うようにしてください。 | 「各河川の特徴を活かしながら河川整備を進めていく。」と記載しています。そのため、実施の際には、現地状況の把握に努め、整備内容を検討していきます。 |
| 河川が持つ自然の営力により、環境要素が再生するような川づくりをしてください。 | 「自然の力によって、瀬や淵の再生が行われるよう整備方法や工法、材料等に配慮して整備に努める。」と記載しています。 |
| 動植物や周辺環境に配慮した河川整備をしてください。 | 治水対策を進める中で、可能なかぎり良好な河川環境を維持していくため、河川環境の保全に努めます。 |
| 川づくりに用いる材料は、周辺環境に配慮したものを選んでください。 | 「木材、石材などの自然素材や、多孔質材料を用いることにより、法面や水際部を植生が繁茂できる構造とする。」 「掘削土砂などを河床材料や覆土に用いるなど、現地で発生した材料を活用し、在来の動植物に配慮した整備に努める。」と記載しています。 |
| 堰や落差工を除くことを記載してください。 | 現在も魚の移動に配慮した川づくりに努めておりますが、河川整備計画においても河川工事の実施にあたっては、魚類等の移動を妨げない自然の連続性を失わない整備とするなどの配慮に努めていくこととしています。 現存する堰や落差工等については、それぞれの役目(落差工であれば、急な河床勾配を緩和することにより、河岸の崩壊を防ぐ役目など)を果たしているものですが、構造等については、修繕等の機会を捉え、管理者等と連携し、検討を行います。 |
| 河川区域だけでなく、河川沿いや流域全体の自然環境の保全も大切です。 | 河川整備計画における河川環境の整備と保全の対象は、河川区域内の環境となっております。御意見のような河川区域外については、市町村等の進めるまちづくりの中で、河川沿いや流域の自然環境の保全等を含む総合的な計画があれば、河川管理者の立場から協力していきます。 |
| 旧川敷や残地は、生態系上重要な役割があり、これを活かすことが重要です。 | 御意見に基づき「旧川敷、残地の生態系上重要な役割を活かす」と記載します。 |

【 新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応 】

| | |
|--|---|
| <p>狭山丘陵の重要性を強調してください。</p> | <p>御意見に基づき「多くの緑地を残している狭山丘陵から発現する中小河川が新河岸川水系を形成している。」と記載します。</p> |
| <p>柳瀬川流域の川においては、高水敷の環境的、親水的価値はないです。</p> | <p>平常時と洪水時の流量の差が大きい河川では、それぞれの流量に対して河道の安定を図るため複断面とすることが必要です。河川整備の実施にあたりましては、各河川の特徴を活かしながら進めていきます。</p> |
| <p>親水の川づくりが川の環境を守り育むことにつながっていくようにしてください。</p> | <p>「地域の実情やニーズに応じた親水性を確保する」と記載しています。</p> |
| <p>奥多摩山地、加治丘陵、狭山丘陵と荒川低地をつなぐ生態系のネットワークづくりが重要です。</p> <p>都市化によるヒートアイランド対策として、温度調整機能を持っている農地、林地、調節池の役割は大きいです。</p> <p>水谷調節池については、周辺の田んぼを含め、田んぼ、湿地環境を保全する県営公園化にしてください。また、その管理を指定管理者制度により地域、NPO等でやればおもしろいと思います。</p> <p>水田の冬季湛水による水循環の再構築を図ってはどうですか。</p> <p>地下水開発ビジネスへの対策を強化しておくことが必要ではないでしょうか</p> <p>狭山湖や多摩湖などのダムより、河川が本来有すべき流量が損なわれていることを認識してください。</p> <p>河川整備計画策定の背景について、「人間が生きていく為にも自然との共生が必要である」つまり「地球を救わない限り人間も滅亡する」という強い危機感があつたことを認識すべきである。</p> | <p>貴重な御意見として、記録に残し、今後の河川行政の参考とさせて、いただきます。</p> |
| <p>柳瀬川について、ミヤコタナゴの生息出来る川にしてほしい。</p> | <p>「多種多様な動植物の生息環境に配慮した川づくりを進めるとし、整備や保全にあたっては、関係機関や地域住民とともに取り組んでいく。」と記載しています。</p> |
| <p>東川 北野調節池付近の環境を保全すると共に、調節池の必要性を再度検討してください。</p> | <p>調節地は、洪水による災害の発生の防止または、軽減を図るため、必要と考えています。環境の保全については、「良好な河川環境の状況を維持していくため、河川環境の保全に努めていく。」と記載しています。</p> |
| <p>「川沿いの河畔林」も河川景観に潤いを与えています。</p> | <p>御意見に基づき、「社寺林や屋敷林などの平地林との一体感、河川沿いの斜面林、河畔林とのつながりは、河川景観を向上させている。」と記載します。</p> |
| <p>各河川の特徴を代表する動植物を記載してください。</p> | <p>新河岸ブロックの概要の自然環境を取り上げる項目で、鳥類、魚類について記載しています。</p> |

【 新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応 】

| | |
|--|---|
| 維持管理において、市民の参加と連携による環境の管理が重要です。 | 御意見に基づき、維持管理について、市民と協力しながら進めることを記載します。 |
| 下流域では下水処理水は大切ですが、高度処理などで、水質改善に努めて欲しい。 | 水質改善に向けて、下水道部局と連携します。 |
| 学校教育、保育園等での指導を通しての環境教育、市民団体と自治体住民との交流活動をもっと活発化させていかなければならない。 | 「地域の小中学校と連携し、環境に配慮して整備された調節池などを活用した環境学習が促進するよう努めていく」「地域住民やNPOなどの活動を支援する体制づくりを検討するとともに、これらの団体が自由に情報交換できる場やネットワークの構築に協力していく」と記載しています。 |

◆その他について

| 意見の概要 | 基本的な考え方 |
|------------------------------|--|
| 川づくりにあたっては、市民の参加と連携を進めてください。 | 今後は、河川整備計画策定の経緯を踏まえ、地域住民やNPOなどの方々と河川整備を進める上での情報交換のあり方などについて検討して行きます。 |
| 河川整備計画の対象区間に既整備区間を含めてください。 | 河川整備計画は、県が管理する全ての区間を対象としており、整備済み区間も計画範囲に入っています。 |
| 提出した意見書についての対応を示してほしい。 | 御意見に対する県の考え方をHPで公表します。 |
| 柳瀬川水循環マスタープランとの整合を図ってください。 | 御意見のとおり、方向性などについては、整合を図ります。 また、「柳瀬川では、関係機関や地域住民と共に水循環マスタープランの策定が進められおり、河川管理者として連携、協力に努めていく。」と記載します。。 |
| 河川法改正後、7年間のブランクの理由は。 | 平成9年の河川法改正を受け、河川整備計画の進め方など、河川整備計画策定の基本的事項の検討を進め、平成12年度に県内を8ブロックに分けて計画を策定することとしました。 平成13年には、地域住民のアンケートを行い、先行させた他ブロックの河川整備計画の推移を鑑みながら、本計画の原案が完成し、現在に至っております。今後とも計画の早期策定に向けて努めて行きます。 |
| 東京都の河川整備計画との整合を図ってください。 | 東京都と協議を行い、計画の整合性を図っています。 |

【 新河岸川ブロック河川整備計画縦覧(H16.9.1～9.30)において提出された意見書への対応 】

| | |
|--|---|
| <p>人命、生物、歴史的視点等から幅広く、課題を十分に検討して頂きたい。</p> | <p>「各河川の特徴を活かしながら河川整備を進めていく。」と記載しています。そのため、実施の際には、現地状況の把握に努め、整備内容を検討していきます。</p> |
| <p>水循環の再構築に向けては、県の体制の中で「水利用にかかわる部課を一つの部署にとりまとめる」ことが必要なことではないでしょうか。</p> | <p>これまでも関係機関と調整会議を開くなど、一貫した整備に努めてきました。今後も十分に調整を図りながら河川整備を進めていきます。</p> |